

議案第9号

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による四街道都市計画事業鹿渡南部特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和7年11月25日提出

四街道市長 鈴木 陽介

提案理由

本案は、四街道都市計画事業鹿渡南部特定土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため提案するものであります。